

習志野市教育委員会会議録  
(平成19年第3回定例会)

- 1 期 日 平成19年3月28日(水)  
習志野市教育委員会事務局大会議室  
開会時刻 午後3時00分  
閉会時刻 午後3時30分
- 2 出席委員 委員長 栗原伸夫  
委員 青木克己  
委員 吉村博与  
委員 植松榮人
- 3 出席職員 教育総務部長 小滝益夫  
学校教育部長 柴田史香  
生涯学習部長 小林伸二  
学校教育部参事 村山源司  
学校教育部参事 渡辺伸治  
教育総務部次長 加藤清一  
学校教育部次長 大友秀雄  
生涯学習部次長 山崎敏雄  
教育総務部副技監 鈴木知行  
教育総務部・学校教育部副参事 野中良範  
生涯学習部副参事 奥平純一  
指導課長 三幣芳夫  
生涯スポーツ課長 三村秀則  
青少年課長 小柳茂  
青少年センター所長 澤田敏春  
教育総務部主幹 福山宗起  
教育総務部主幹 佐々木重春  
学校教育部主幹 高柳英昭  
学校教育部主幹 高柳英昭  
生涯学習部主幹 及川隆志

#### 4 会議内容

委員長が

平成19年習志野市教育委員会第3回定例会の開会を宣言。

委員長が

本日の日程について諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成19年第2回定例会及び第1回臨時会及び第2回臨時会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

#### 報告事項(1) 習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について

(企画管理課)

教育総務部次長が

地方自治法の一部改正等に伴う習志野市文書管理規程の一部改正と同様に、習志野市教育委員会文書管理規程の一部を改正した。主なものとして、各種様式の変更が3点、取扱いの変更による条文改正が4点あり、基本的には市長部局の管理規程に合わせ、かつ、教育機関や学校の実情に即した形で文書管理をすることができるよう規定したものである、と報告しその概要を説明。

委員が

発信者名が、教育委員会名若しくは教育委員長名の公文書はどのようなものか、また、氏名を省略できるとはどのような場合を想定しているのか、と質問。

教育総務部次長が

例えば教育委員会の議決事項に関する公文書については、発信は教育委員会名となる。実務的には教育長名発信が多数を占めている。また、発信者の氏名省略については、原則は職名及び氏名を表示するものとしており、また、返信の場合の発信者名は、相手の発信者名に合わせるのが通例である。あくまで文書の性質や内容によっては氏名を省略できる規定としており、慣例的な庁内往復文書等が、職名のみで発信するケースとして考えられる。と回答。

教育総務部長が

具体的なところで補足すると、実際に委員長名で発信する公文書はあまりないが、一つの例として、議会の出席要求に対する説明員の通知や規則等の告示行為については、地方自治法や教育委員

会公告式規則により委員長名で発信する。また、発信者名の省略については、内規的に、内部文書は補職名のみで氏名は省略しており、はっきりと規程で規定したことになる、と回答。

委員長が

改正するにはそれなりの理由があると思われるが、その理由についてもう一度聞かせ願いたい、と発言。

教育総務部長が

一つは、地方自治法の一部が改正されたことによること。また、市長部局の文書管理規程と統一性を図り、さらに、文書実務の合理化と事務軽減を目的としてこのたびの改正に至った、と回答。

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

#### **議案第7号 習志野市教育機関組織規則の一部を改正する規則の制定について**

(企画管理課)

教育総務部次長が

地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、吏員制度の廃止に関する事項の改正法が平成19年4月1日より施行されることに伴い一部改正をするもので、改正の概要は、地方自治法の一部改正の中で、現行法の「吏員」と「その他の職員」の区分及び「事務吏員」「技術吏員」区分を廃止するとされたことにより、当該規則中、文言の整備をする内容である、と概要を説明。

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第7号は全員賛成で原案通り可決された。

#### **議案第8号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について**

(学校教育課)

学校教育課長が

学校教育法等の一部を改正する法律が、平成19年4月1日から施行されることに伴い、学校教育課が所管する教育委員会規則の7規則について、関係規則の整理に関する規則として改正するものである。改正の概要は、当該規則中、「盲学校、聾学校、養護学校及び特殊学級」の表記を「特別支援学校、特別支援学級」に改めるものである、と概要を説明。

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第8号は全員賛成で原案通り可決された。

協議第 1 号 次回教育委員会の期日について協議し、平成 19 年 4 月 18 日（水）午後 3 時に決定された。